

## ○沖縄総合事務局告示第三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十日

沖縄総合事務局長 竹澤 正明

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道沖縄嘉手納線改築工事(沖縄県沖縄市知花二丁目地内から同市松本六丁目地内まで)

第3 起業地

1 収用の部分

沖縄県沖縄市知花二丁目、知花五丁目、知花三丁目、松本五丁目、松本七丁目、松本六丁目地内

2 使用の部分

なし

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県沖縄市知花二丁目地内から同市松本六丁目地内までの延長約1.02kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「県道沖縄嘉手納線改築工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道沖縄嘉手納線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄県沖縄市知花二丁目地内を起点とし、同県中頭郡嘉手納町字嘉手納地内の一般国道58号を終点とする延長6.42kmの主要幹線道路であり、沖縄本島中部圏域の東西間を結び、農業及び商業等の社会生活基盤を支えており、さらに本路線の延長線

上には救急患者を受け入れる救急指定医療機関である沖縄県立中部病院があり、現道は沖縄本島中北部からの救急患者のアクセス道路としての機能も担っている重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず2車線道路で線形不良であるため、朝夕の通勤や通学時間帯を中心とした交通渋滞が発生している。平成17年度道路交通センサスによると現道の自動車交通量は、沖縄市知花地内において29,552台/日、混雑度は1.71になっており、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれた状況となっている。

本件事業が完成することによって、現道が4車線に拡幅されることから、交通容量が向上し、現道における交通混雑の緩和がされ、安全で円滑な自動車交通が図られることとなり、さらに交通混雑が緩和されることにより、救急指定医療機関である沖縄県立中部病院への搬送時間等の短縮も期待できる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、近隣において他の公共事業施行者が平成13年3月に同法に準じた「道路環境影響評価の技術手法（財団法人道路環境研究所）」による評価方法により実施した調査報告書を参考文献として任意で検討を行ったところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

### （2）失われる利益

上記の起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### （3）事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づき、2車線の現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に整合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、北側バイパス案と現道拡幅一部南側バイパス案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、支障となる物件は3案中中位であるが、取得必要積が最も少ないこと、事業費が廉価であること、工事延長は中位だが土工量が最も少ないことなどから、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公益の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる

ので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用または使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄市役所